第68号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年9月2日提出

芦屋市長 髙 島 崚 輔

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法等の一部改正に伴い、被保険者証の返還に応じない者に係る罰則の規定を削除するほか、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予について規定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例(昭和38年芦屋市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(徴収猶予)	(徴収猶予)
第21条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該	第21条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該
当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時	当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時
に納付することができないと認めるときは、その納付することが	に納付することができないと認めるときは、その納付することが
できないと認められる金額を限度として、6月 <u>(ただし、急患等</u>	できないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限つ
として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保	て徴収を猶予することができる。
<u>険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間とし</u>	
<u>て最長1年)</u> 以内の期間を限つて徴収を猶予することができる。	
$(1)\sim(4)$ (略)	$(1)\sim(4)$ (略)
(過料)	(過料)
第22条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による	第22条 世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による
届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした</u> 場合においては、その者に対	届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若し
し10万円以下の過料を科する。	くは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに
	<u>応じない</u> 場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科

改正後	改正前
	する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の改正規定及び附則第3項の規定は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例第21条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年9月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年8月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法等の一部改正に伴い、被保険者証の返還に応じない者に係る罰則の規定を削除するほか、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予について規定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 被保険者証の廃止に伴い、保険料を滞納している世帯主が、被保険者証の返還を求められて応じない場合に課される10万円以下の過料の規定を削る。

(第22条関係)

(2) 急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年(現行は6月)以内の期間を限って、保険料の徴収を猶予することができる。

(第21条関係)

- (3) その他規定の整理
- 3 施行期日等
- (1) 2(2)及び3(3)アの規定 公布の日
- (2) 2(1)及び(3)並びに3(3)イ、ウの規定 令和6年12月2日
- (3) 経過措置
 - ア 2(2)の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年9月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年8月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- イ この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例 による。
- ウ 令和6年12月2日時点で被保険者証を交付されている世帯主が同日以後に 保険料を納付せず、政令の経過措置により被保険者証を返還させることができ る場合に、返還を求められてこれに応じない行為に対する罰則の適用について は、なお従前の例による。

急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予について

1 改正の背景

認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方が急患として医療機関を受診し、治療に要する医療費の負担能力が不明であること、 又は負担能力があるにもかかわらず預貯金を引き出せない等の事情があり、 医療費を支払えない場合に、職権で生活保護の開始を決定し、本人に代わり医療費を支払うことがある。

職権による生活保護の開始に伴い、被保険者資格を喪失するが、保護開始後に本人に資力があることが判明し、かつ資力の活用が可能となった場合には、 当該資力の範囲内において生活保護費の返還義務が発生し、治療に要した医療費の全額を本人に請求することになる。

こうした事案を未然に防止するため、徴収猶予の制度を活用することとする。

2 徴収猶予の期間の延長

「「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」の一部改正について(通知)」(令和6年7月4日付保発0704第7号厚生労働省保険局長通知)により、国民健康保険法第44条第1項第3号に規定する一部負担金の徴収猶予について、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払い又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年以内の期間を限って、一部負担金の徴収を猶予するものとすることが技術的助言として通知された。

これに併せて、一部負担金の徴収を猶予される被保険者は、保険料について も支払能力が十分にないことが想定されるため、国民健康保険法第77条に 基づき条例で定めることとされている保険料の徴収猶予について同様の改正 を行い、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者の保険 料の納付を最長1年(現行は6月)以内の期間に限って徴収を猶予することが できることとする。

国民健康保険法新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(届出等)	(届出等)
第9条 (略)	第9条 (略)
	2 世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、その
	世帯に属する全ての被保険者に係る被保険者証の交付を求め
	<u>ることができる。</u>
	3 市町村は、保険料を滞納している世帯主(当該市町村の区
	域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての
	被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成
	6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚
	生労働省令で定める医療に関する給付(第6項及び第8項に おいて「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けるこ
	おいて「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主を除く。)が、当該保険料の納期限から厚生
	労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納
	付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その
	他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除
	き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し
	被保険者証の返還を求めるものとする。
	4 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経
	過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保
	険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定す
	る政令で定める特別の事情があると認められるときは、この 関格でない。
	限りでない。
	5 前2項の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主
	は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。
	6 前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、 市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者(原
	帰門門村は、当該世帝主に対し、その世帝に属する被体陳有(原 爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び18
	歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除
I	MARIE / DEVINOR MODELLE CONTINUED DE CIM

2 世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が第 36条第3項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に対しては当該書面を交付するもの

- く。)に係る被保険者資格証明書(その世帯に属する被保険者の一部が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは当該被保険者資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。)にあつては、有効期間を6月とする被保険者証。以下この項において同じ。)、その世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証)を交付する。
- 7 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。
- 8 世帯主が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつたときは、市町村は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。

- とし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。
- 3 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた世帯主と同一の世帯に属する被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第36条第3項本文(第52条第6項、第52条の2第3項、第53条第3項及び第54条の3第6項において準用する場合を含む。)又は第54条の2第3項(第54条の3第6項において準用する場合を含む。)の確認を受けることができる。
- 4 世帯主は、その世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた世帯主に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。
- <u>5</u> 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出なければならない。
- 9 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。
- 10 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料を滞納している世帯主(第3項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。)及びその世帯に属する被保険者、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による保険料を滞納している世帯主(同法第88条第2項の規定により保険料を納付する義務を負う

- 6 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条から第24条まで、第25条、第30条の46又は第30条の47の規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第28条の規定による付記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第1項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。
- 7 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出<u>及び</u> 被保険者の資格に関する確認に関して必要な事項は、厚生労 働省令で定める。
- 第127条 市町村は、条例で、第9条第1項若しくは<u>第5項</u> の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し1

- 者を含み、厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。)及びその世帯に属する被保険者その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が属する世帯に属する被保険者の被保険者証について6月未満の特別の有効期間を定める場合においては、当該者に係る被保険者証の特別の有効期間は、6月以上としなければならない。
- 11 市町村は、前項の規定により被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間を定める場合(被保険者証につき特別の有効期間を定める場合を含む。)には、同一の世帯に属するすべての被保険者(同項ただし書に規定する場合における当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者を除く。)について同一の有効期間を定めなければならない。
- 12 第10項の規定による厚生労働大臣の通知の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。
- 13 国民年金法第109条の4第3項、第4項、第6項及び 第7項の規定は、前項の通知の権限について準用する。この 場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 14 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条から第24条まで、第25条、第30条の46又は第30条の47の規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第28条の規定による付記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第1項又は<u>第9項</u>の規定による届出があつたものとみなす。
- 15 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出<u>並びに被保険者証及び被保険者資格証明書</u>に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 第127条 市町村は、条例で、第9条第1項若しくは<u>第9項</u> の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は

0万円以下の過料を科する規定を設けることができる。	同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を
	<u>求められてこれに応じない</u> 者に対し10万円以下の過料を科
	する規定を設けることができる。
$2\sim4$ (略)	$2 \sim 4$ (略)